

沖繩縣、鹿兒島縣、台灣及長崎縣ニ於ケル
空襲被害並對策ノ概況

(十一月四日)
上奏案

内務省

十月十日以降沖繩縣(沖繩本島其ノ他)鹿兒島縣(大島、徳之島、
鬼界島)台灣、長崎縣(大村市)ニ對シ敵機ノ空襲ヲ受ケタ
ルガ其ノ被害並ニ對策ノ概要左ノ如シ
一被害ノ概況

一 沖繩縣

(1) 人の被害

死者四三名、負傷者四三名、行衛不明八名、計八九四名

(2) 建物被害

全焼一四七一八戸、全壊八七戸、半焼半壊一五〇戸、計一四九五九戸

(3) 船舶被害

(1) 船舶 沈没又ハ炎上

一ノ六隻

(2) 帆船 其ノ他 沈没又ハ炎上

七四隻

(4) 生活物資ノ喪失

米 約一七、五四〇石 小麦粉 約八、〇〇〇袋 衣料品 一三、〇〇〇万円
其ノ他多量ノ備蓄物資ヲ焼失セリ

罹災者ニ保有セル食糧衣料品ヲ殆ド凡ク焼失セルヲ想シ

(5) 医薬品

野藏 医薬品ノ焼失ハ備蓄量ノ約一割ニ達セザル状況ナリシニテ
爾市町病院薬店等ノ医薬品約三十万円焼失セリ

④ 鹿児島縣

(1) 人的被害

死者一〇名、負傷者三七名 計五一名

(2) 船舶被害

草間保ヲ除キル被害近ノ如ク

(1) 人的被害

死者六〇名、負傷者九九一名 行衛不明七名 計一六、〇四名

(2) 建物被害

全焼 一七戸、全壊 一戸、半焼 半壊 八七戸 計二三八戸

(3) 船舶被害

(1) 帆船

沈没 船隻 三隻、破壊 三隻 計六隻

(2) 其ノ他

後帆船、舟艇等沈没又ハ炎上一三〇隻

(4) 重要諸物資ノ喪失

埠頭、停車場、工場、倉庫等ノ倒塌 焼失ニ因リ米、砂糖、其ノ他
ノ諸物資ニ相當ノ被害ヲ生ジノル見エタルヲ目下詳細調査

中ナリ

四 長崎縣

(1) 人の被害 (華阿係ヲ除ク)

死者五〇名 負傷者五三名 計一〇三名

(2) 建物被害

全壊六戸、全壊一八戸、半壊三八戸、計一〇五戸

二 被害對策

一 沖繩縣

(1) 沖繩縣廳ニ於ケル措置

(1) 避難救護措置

那霸市ニ於テハ五次ニ涉ル空襲ニ因リ市内各所ニ發火シ
全市ニ涉リ大火災トナリ軍官民擧ゲテ消防ニ從事シタルモ
之ヲ鎮壓スルコトヲ得ザル狀況トナリタルヲ以テ午後七時
知事ハ市民ニ對シ避難命令ヲ發シタリ斯クテ市民ハ郡部
ニ逐次避難ヲ開始シタルヲ以テ縣ハ避難ノ誘導、炊出、救
護ヲ實施スルト共ニ老幼婦女子等ニ對シテハ交通機關ヲ動員
シテ之ガ輸送ニ當ラシメ逐次圓滑ニ各町村ニ收容スルコトヲ得
タリ

避難先ノ町村ニ於テハ非常米ノ即時配給ヲ行ハ救護救恤措
置ヲ講ジ順調ニ進捗シタルヲ以テ人心著シク靜ニ歸シタリ

尚避難者ニ對シテハ成ルベク避難元ニ於テ今後ト雖モ自活セシムル如ク指導スル方針ナリ

(D) 被害地ノ應急復旧措置

縣ニ於テハ被害地ノ應急復旧ニ着手シ既ニ被害現場ノ清掃、通信施設ノ復旧、航路ノ啓用等ハ畧々終了シタルモ電気、水道等ノ復旧、應急バラックノ建設等ハ尚今後ニ俟タザルベカラザル實情ニ在リ

(ハ) 金融措置

空襲ニ因リ金融機関ハ全焼シタルモ重要書類、現金等ハ殆ド焼失ヲ免レタルヲ以テ十三日ヨリ非常拂ヲ行ヒツツアリ今日ニ於テハ金融上ノ不安ナシ

(ニ) 罹災者ノ引揚措置

縣ニ於テハ本年七月以來縣民ノ一部ヲ他府縣及台灣ニ引揚

ガ更ニ本空襲ニ因ル罹災者ノ一部ノ引揚ヲ行フトトシ既ニ十月二十四、二十七日ニハ計一七、〇〇〇名ヲ他府縣ニ引揚ゲレノ今後ニ於テモ逐次引揚ゲシムル様準備中ナリ

(ホ) 人心ノ安定、治安維持措置

空襲直後ハ人心相當ノ動搖シタルモ避難救護措置ノ進捗、大戦果ノ發表、知事ノ諭告、軍隊、縣廳、警察ノ適切ナル民心ノ指導等ニ依リ人心平靜ニ歸シ治安上憂慮スベキ事態ナシ

(ニ) 中央ニ於ケル措置

(イ) 沖繩縣トノ連絡

内務省ニ於テハ空襲直後知事ニ對シ空襲善後措置ニ付萬遺憾ナキヲ期スベキ旨ノ指示ヲ行フト共ニ十九日ニハ業務局長ヲ那霸市ニ派遣シタルガ右視察員ノ帰任報告ニ基キ夫々関係各省ト連絡シ救護準備ヲ進メツツアルト共ニ今後ニ於ケル沖繩縣トノ連絡ノ萬全ヲ期スル爲ニ更ニ近ク現地ニ連絡員ヲ派遣スル予

定ナリ、尚救恤、應急復旧用物資ノ調達、輸送等ニ付九州各縣ヲシテ援助セシムルコトトシ九州地方行政協議會長吉田福岡縣知事ヲシテ現地ヲ視察セシメタリ

(四) 関係各省トノ連絡

内務省ニ於テハ現地並ニ視察員ノ報告等ニ基キ各省関係官ヲ參集ヲ求メテ空襲善後對策ノ打合セラ行ヒツツアリテ、既ニ塩、味噌等ニ付キ九州各縣ノ在庫品中ヨリ輸送ノ手配ヲ爲サレメタル外、食糧、衣料、燃料、日用品、医薬品、油脂類、木材等ノ物資ニ付キテモ目下之ガ調達、輸送等ノ準備中ナリ。

尚那覇市ノ復旧ニ関シテハ諸般ノ情勢ニ鑑ミ恒久的ナル復興ハ當分ノ内之ヲ差控フルコトトシ而モ同市ガ縣廳ノ所在地トシテ多年縣政運営ノ中心地タリレノミナラズ、軍事、交通、経済、金融等ノ中枢タル都市ナルニ鑑ミ取敢ヘズ必要ナル限度ノ善後

措置ヲ急速ニ實施スルコトトシ之ノ基本方針ニ則リ港湾、市街地、交通ノ復旧等ノ措置ヲ講ズルト共ニ建築物ニ付テハ残存セルモノヲ活用スルコトトシテ必要已ムヲ得ザルモノニ付キテノミ應急バラツクヲ建設スルコトトセリ